

お知らせ

- 障害者スポーツ・レクリエーションのつどい
特別講演会 「携帯・インターネットの落とし穴」
活カ市 あさがお・ほおずき市
東京都議会議員選挙
市長とトーク(タウンミーティング)
6月23日(火)〜29日(月)は「男女共同参画週間」
平成21年度市・都民税納税通知書の送付
地域包括支援センター運営事業者募集

③
④
⑤
⑥

- 温暖化対策地域推進計画策定のためのワーキンググループ参加者募集
- 羽村市水道ビジョン策定推進懇談会委員募集
- 成人式スタッフ募集
- 平成20年度水道水質検査結果
- 羽村市収入役の退任
- 羽村市職員人事
- 携帯電話・PHS端末は回収店へ
- 住宅用環境配慮型機器設置費の助成
- たま川兄弟 減右衛門と暁右衛門のこれやつてる?
- (財)東京都体育協会表彰
- 市税に関する申請用紙のダウンロード

⑦
⑧
⑨

- 戦没者等の遺族の方へ
- 羽村市生産緑地地区の追加指定
- 横田基地の演習
- 監査委員の改選
- 児童館遊びクリエイター(臨時職員)募集
- 教科書展示
- 審議会等の傍聴
- 社会福祉協議会から
- 羽村市商工会から
- 官公署等から
- 施設から(ゆとりぎ、郷土博物館、市民活動・ボラ
ンティアセンターはむら、保健センター)

⑩
⑪

障害者スポーツ・レクリエーションのつどい

今年も内容盛りだくさんです。どなたでも参加できます。みんなで楽しい時間を過ごしましょう。

※プログラムは変更となる場合があります。

日時 6月28日(日)午前10時〜午後0時40分ごろ



会場 スポーツセンター第1ホール
プログラム デカパンリレー／フォークダンス／パ
ン食い競走／羽村市吹奏楽団の演奏／よさこい
ソーラン／手話で歌いましょう／ふうせん割り競
走／紅白玉入れ

※直接会場へお越しください。
※運動のできる服装で、室内履きを持参してください。
問合せ 障害福祉課障害福祉係

特別講演会 「携帯・インターネットの落とし穴」

子どもたちがどんな危険にさらされているか知っていますか？

携帯電話やインターネットは子どもたちにも便利
なものです。プロフィールの公開・学校裏サイト
などの「危険性」もあります。今回は、その危険性と、
子どもを守るための大人の役割などについて講演を
行います。ぜひ、お越しください。

※18歳未満の方の参加は遠慮してください。

日時 7月4日(土)午後2時40分〜4時

会場 ゆとりぎ小ホール

定員 200人(先着順)

入場料 無料

※直接会場へお越しください。

講師 下田真理子さん(NPO青少年メディア研
究協会(ねちずん村)企画・調査員)

主催 羽村市学校保健会

問合せ 教育総務課学務係

活カ市 あさがお・ほおずき市

夏の風物詩、あさがお・ほおずき市を行います。

真っ赤に染まったほおずき、色鮮やかで大きなあさがおを庭先に置き、季節を楽しみませんか。

あさがお・ほおずきの販売のほか、新鮮野菜・花・果物・和菓子・わさびなどの即売や靴などの物品販売、模擬店も出店します。ぜひ、お越しください。

日時 7月4日(土)・5日(日)午前9時30分〜午後5時30分

会場 農産物直売所駐車場

問合せ 羽村市商業協同組合

☎55515421、産業活性化推進室商工業振興係



東京都議会議員選挙

小さな一票、大きな未来

羽村市で投票できる方

□ 満20歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上在住の方

□ 羽村市の選挙人名簿に登録されている方

今回の選挙では次の条件に該当する方を、新たに

選挙人名簿に登録します。

① 平成元年7月13日までに生まれた方

② 平成21年4月2日までに転入届出をし、引き続き

市内在住の方

平成21年4月3日以降に転入届出をした方

羽村市の選挙人名簿には登録されません。羽村市では投票することはできません。

転出した方

東京都外に転出した方は投票できません。東京都内へ転出した方で、4月2日までに新住所地で転入届出をした方は新住所地で投票することができます。

東京都内の市区町村間で転出・転入した方

東京都内の市区町村間で住所を移し、4月3日以降転入届出をした方は、その市区町村間の移動が1回に限り、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。新住所地で発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書」(選挙用住民票など・無料)が必要となります。

羽村市内で転居した方

6月20日以降に転居届出をする方は、転居前の投票所で投票してください。

告示日 7月3日(金)

投票日 7月12日(日)午前7時〜午後8時(市内10投票所)

開票

7月12日(日)午後9時〜(スポーツセンター)

❖ 期日前投票

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。

日時 7月4日(土)〜11日(土)午前8時30分〜午後8時

会場 市役所分庁舎1階第1会議室

持ち物 入場整理券

※入場整理券は、有権者にはがきで郵送します。入

場整理券が届いていない場合や忘れてしまった場合は、受付に申し出てください。

❖ 不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で自分で投票所へ行けない方や、羽村市外に滞在している方などは、病院などの施設や滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

❖ 郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などにより在宅のまま投票することができます。この制度を利用する際は、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

問合せ 選挙管理委員会事務局

あなたの意見を市政に

市長とトーク

(タウンミーティング)

身近な暮らしのこと、市役所の仕事、まちづくりへのアイデアなど、市長が話を伺います。ざっくばらんに話のできる場です。気軽にお越しください。

期 日	会 場
7月3日(金)	神明台会館
7月15日(木)	三矢会館
9月29日(火)	羽村西小学校
11月13日(金)	中央館
12月15日(火)	栄会館
平成22年1月21日(木)	東会館
平成22年2月2日(火)	ゆとろぎ

※時間はいずれも午後7時〜9時

参加方法 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係へ

※予約枠に空きのある場合は、当日会場でも受け付けます(当日受付は午後8時30分まで)。

※一人ずつ市長と話していただきます(一人15分程度)。

※参加にあたっては、個人の資格でお願いします。

団体を代表しての参加は、遠慮してください。

その他

○その場で回答できないものは、後日回答します。

○秘密は固く守ります。安心して参加してください。

問合せ 広報広聴課市民相談係

6月23日(火)～29日(月)は

「男女共同参画週間」

市では、6月23日(火)～29日(月)の「男女共同参画週間」に合わせ、市民の皆さんの男女共同参画に対する理解を深め、その取り組みの輪を広げることが目的に、「男女共同参画のまちづくり推進事業」としてPR活動を行います。

日時 6月26日(金)午後6時30分～7時
会場 羽村駅・小作駅

□男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保

され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のことです。

□男女共同参画週間

国は、男女共同参画社会基本法の目的や理念に対する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から1週間を男女共同参画週間とし、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを推進しています。

男女共同参画のまちづくり推進事業 市長と語る男女共同参画

市民向け講演会とワークショップを行います。男女一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現するため、ぜひ参加してください。

日時 7月18日(土)午後2時～4時15分
会場 産業福祉センター2階iホール
定員 60人(先着順)
入場料 無料

※直接会場へお越しください。

講師 羽村市長、石川佳代さん(羽村市男女共同参画推進会議会長)
問合せ 企画課企画担当



平成21年度市・都民税 納税通知書の送付

市・都民税(住民税)は毎年1月1日現在に居住する市町村に、前年の所得を基に算出した税額を納める税金です。年4回(年金からの特別徴収対象の方については平成21年度は5回)に分けて納めることとなります。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

コンビニエンスストアでも納付が可能に納税通知書に記載されているコンビニエンスストアを利用してください。

※1期あたり30万円を超える税額の納付書やコンビニエンスストア用のバーコードが記載されていない納付書は利用できません。金融機関または市役所窓口で納付してください。

公的年金所得の市・都民税の 納付方法の変更

10月の公的年金支給分から、市・都民税の特別徴収制度(天引き)が開始されます。

対象 平成21年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に市・都民税の課税がある方

※介護保険料の特別徴収の対象とならない方、当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの支給額を超える方は対象となりません。

※特別徴収の対象でない方の年金所得の市・都民税は普通徴収(個人納付)となります。

徴収方法と時期

平成21年度の市・都民税は、年金所得に対する年税額の4分の1ずつを6月と8月に普通徴収で納めます。そして、年税額の6分の1ずつが10・12・平成22年2月支給分の年金から特別徴収(天引き)されます。

平成22年度は、平成22年2月支給分の年金から特別徴収された税額と同じ額を4・6・8月支給分の年金から仮徴収し、平成22年度の市・都民税の年税額決定後、仮徴収した税額を差し引いた額の3分の1ずつが10・12・平成23年2月支給分の年金から特別徴収されます。詳しくは、納税通知書3枚目の年金特別徴収税額・仮徴収税額欄を確認してください。

※この制度は納税方法の変更であり、新たな税負担が発生するものではありません。

問合せ 課税課市民税係